

学校いじめ防止基本方針



令和8年度

日田市立桂林小学校

学校いじめ防止基本方針

目次

第1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

1 基本理念	1
2 いじめの定義	2
3 学校及び職員の責務	3

第2 いじめの防止等のための対策

1 基本的な考え方	4
2 いじめ防止のための組織	4
3 いじめの未然防止	5
4 いじめの早期発見	6
5 いじめに対する措置	7
いじめ事案への対応図	11

第3 重大事態への対処

1 重大事態への対応	12
2 学校による対処	12
いじめ問題への対応フロー	14
「日田市いじめ防止基本方針」より	

第1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

1 基本理念

いじめは、いじめを受けた子どもの人権を著しく侵害するものであり、加害、被害の立場を問わず、いじめに関わった全ての子供たちの心身の健全な発達に重大な影響を与えるのみならず、不登校や生命又は身体に重大な危険を及ぼす事態にまで発展する深刻な問題である。

また、いじめはどの子にも、どの学校においても起こり得るもの、誰もが被害者にも加害者にもなり得るものととらえ、その未然防止、早期発見、早期解消に向けて、学校、家庭、地域社会が一体となって、迅速かつ適確に取り組むことが重要であり、学校における問題行動としてではなく、喫緊の社会問題としてとらえるべきものである。

本校では、学校教育目標「こころゆたかに かしこく たくましく」を具現化し、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組み、社会に貢献できる人間を育成すること、そして、将来、郷土「日田」を支える人材を育成し、夢を実現するために努力する児童、自他を大切に、互いに尊重し合う心豊かな人間性と社会性を育てることを目標としている。

すべての児童がいじめを行わず、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめ防止に向けた日常の指導体制を定め、いじめの未然防止、早期発見に取り組むとともに、いじめが心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて児童の理解を深め、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するため「学校いじめ防止基本方針」を定め対策を行う。

(学校いじめ防止基本方針)

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実績に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

2 いじめの定義

(定 義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- (1) 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。
- (2) いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。ただし、このことは、いじめられた児童の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。
- (3) いじめの認知
特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校いじめ対策組織」を活用して行う。
- (4) 「一定の人的関係」とは
学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指す。
- (5) 「物理的な影響」とは
身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
- (6) いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であつ

ても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。

(7) 具体的ないじめの態様 (例)

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
 - ・身体や動作について不快なことを言われる、方言・言葉遣い・発音等について執拗に真似される
 - ・存在を否定される、嫌なあだ名をつけられしつこく呼ばれる など
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる
 - ・対象の子が来ると、その場からみんないなくなる、席を離される
 - ・遊びやチームに入れてもらえない など
- ③ ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
 - ・強弱を問わず身体をたたかれたり、触っていないふりをされたりする
 - ・殴られる、蹴られるが繰り返される、遊びと称して対象の子が技をかけられる
- ④ 金品をたかられる、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
 - ・脅かされ、お金を取られる
 - ・靴に画鋸やゴミを入れられる、写真や鞆、靴等を傷つけられる など
- ⑤ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
 - ・万引きやかつあげ等法に触れる行為を強要される
 - ・大勢の前で衣服を脱がされる
 - ・教師や大人に対して暴言を吐かせられる など
- ⑥ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる
 - ・パソコンや携帯電話の掲示板、ブログに恥ずかしい情報を載せられる
 - ・いたずらや脅迫のメールが送られる
 - ・SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等のグループから故意に外される など

- (8) 「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、早期に警察に相談することが重要なもの、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものなど直ちに警察に通報することが必要なものも含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を配慮したうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

3 学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの未然防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらに再発防止に努める。

特に、早期発見にあつては、児童の変化を観る目を養い、いじめの兆候を決して看過しないものとする。

第2 いじめの防止等のための対策

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権に関する知的理解及び人権感覚・意志を育む学習活動を各教科、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成し、その取組の中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

いじめ問題は、未然防止に取り組むことが最も重要であり、そのためには、全ての教職員が「いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子にも起こり得る」という認識をもって真摯に取り組む必要がある。

2 いじめ防止のための組織

(1) 組織の設置

いじめの未然防止や早期発見に向けた取組を効果的に推進し、発生したいじめの事案に対し迅速、的確に対処するために「桂林小学校いじめ防止等対策委員会」を設置する。

(2) 組織の構成員

組織の構成員は、学校におけるいじめ防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、生徒指導主任、学年主任、クラス担任等複数の教職員のほか、必要に応じて、スクールカウンセラー等の心理・福祉等の専門的知識を有する者やスクールサポーターなどの外部専門家が参加する構成とする。

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

(3) 具体的な組織の役割

学校におけるいじめの未然防止や早期発見のための対策等に関する取組の中核的な役割は以下のとおりとする。

- ① 学校基本方針の策定及び方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
 - ・学校基本方針の策定や見直し、進捗状況の確認や、いじめへの対処がうまくいかなかった事例等をP D C A（Plan [計画]、Do [実行]、Check [確認]、Action [行動]）サイクルで検証する。
 - ・組織を機能させるにあたり、適切に外部専門家の助言を得ながら機動的に運用できるように構成員による全体会議と関係者会議等の役割分担を行う。
 - ・組織における複数の教職員については、学校の実情に応じて決定し、個々のいじめの対処にあたり関係の深い教職員を追加する等柔軟な対応を行う。
- ② いじめの相談及び通報への対応
 - ・児童や保護者、地域住民等がいじめの相談や通報が容易にできるよう、窓口や手順、方法等を明確にする。
- ③ いじめや児童の問題行動などに係る情報の収集と記録及び情報の共有
 - ・些細な兆候や懸念、児童からの訴えを抱え込むことなく組織に報告・相談のうえ、集積された情報は、個々の児童ごとに記録化し、複数の教職員が個別に認知した情報を集約のうえ共有化を図る。
- ④ いじめ事案に対応するための会議開催と報告
 - ・いじめの疑いに係る情報があつた時は速やかに緊急会議を開催し、いじめの情報迅速な共有と支援の体制、対応方針の決定を行う。
 - ・重大事態発生時並びに教育委員会の支援等を必要とする事案の報告。
- ⑤ いじめを受けた・行った児童に対する指導及び支援並びに保護者との連携
 - ・関係ある児童への事実関係の聴取と指導、支援並びに保護者と連携した解決指導並びに情報提供を図る。

3 いじめの未然防止

(1) 基本的考え方

いじめはどの子にも起こりうる、どの子も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組むことから始めていく必要がある。

未然防止の基本は、児童が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことにある。

児童に集団の一員としての自覚や自信が育まれることによって、互いを認め合える人間関係・学校風土を児童自らが作り出していくものと期待される。

(2) いじめの未然防止のための措置

全ての児童を対象に「いじめは重大な人権侵害に当たり決して許されない」という意識の醸成を図り、いじめを生まない学校づくりに向け、校内の指導体制の確立、家庭・地域との連携強化、いじめの問題を自分たちの問題と捉えられる子どもの自己指導能力の育成などが大切である。

学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの充実、推進により、様々な人々との関わりの中で児童が社会性を育むとともに、児童会活動やあいさつ運動、ボランティア活動などといった幅広い社会体験・生活体験の機会を設けることによって、他人の気持ちを共感的に理解できる心豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う支援を行う。

自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していきける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる授業を推進する。

ネットによるいじめを防止するため、情報を発信する責任や自ら情報の必要性を判断する能力を身につける情報モラル教育を様々な場面、機会を利用して推進する。

教職員の資質向上のための研修会の実施等により、児童が発する小さなサインを見逃さず、いじめの兆候を早期に把握し、積極的ないじめの認知に努めるほか、教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように、指導の在り方に細心の注意を払う。

障がい（発達障がいを含む）について、適切に理解したうえで、児童に対する指導を推進する。

4 いじめの早期発見

(1) 基本的考え方

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての教職員をはじめとした大人が連携し、児童の些細な変化に気付く力を高めることが必要である。

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、児童が無意識に出している些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したり、躊躇することなく、個人面談や教職員相互が積極的に児童の情報交換、情報収集を行い、積極的にいじめを認知することが必要である。

些細なトラブル等についても記録をとり、普段から教職員全体で情報の共有を行うとともに、早期発見と組織的な早期対応に努める体制を整える。

(2) いじめの早期発見のための措置

いじめの早期発見のため、家庭における早期発見に向けた関わりができるよう保護者への啓発を行うとともに、定期的なアンケート調査等によって、常に児童の状況を把握する。

児童及びその保護者、教職員が困った時に相談しやすい仕組みや環境、雰囲気づくり、保健室利用やスクールカウンセラー、教育相談、24時間子どもSOSダイヤル等の電話相談窓口の周知等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整えるほか、地域、家庭と連携して幅広く情報収集するなど、学校を中心とした地域総ぐるみで児童を見守ることが必要である。

(3) ネット上いじめへの対処

- これからの情報化社会の中で生きていくために必要な情報を発信する責任や自ら情報の必要性を判断する能力を身につける情報モラル教育を専門的な知識をもった業者等の協力を得ながら、総合学習など様々な機会を利用し、SNS等の利便性や、その裏に潜む危険性、ネットによるいじめ等のトラブルへの対処法等についての学習を推進するとともに、保護者にもこれらについての理解を求める。
- 教職員は、アンケート調査や教育相談等の機会を利用し、児童のSNS等の利用実態やその中での人間関係の積極的な把握に努め、些細な兆候や情報であっても、いじめに関わる内容を把握した場合は、教職員間の情報共有を図り、ネット上のいじめが顕在化しにくいという特性を十分に理解した上で、連携を図りながら、関係する児童に対する指導を適切に行う。
- ネット上の不適切な書き込み等に対しては、問題の箇所を確認のうえ、印字、保存等を行うとともに、被害の拡大を避けるため、削除等の措置をとる。また、必要に応じ、警察や地方法務局等と適切な連携を図る。

5 いじめに対する措置

(1) 基本的な考え方

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込むことなく、速やかに組織的に対応し、被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。

その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた教育的な指導を行うことが大切である。

なお、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携した対応に当たる。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を

止めさせるほか、児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。

また、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わりを持つことが必要であり、この場合、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。

いじめの発見、通報を受けた場合、速やかに学校に設置された「桂林小学校いじめ防止等対策委員会」において直ちに情報を共有し、当該組織が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行い、事実確認の結果は、校長が責任を持って日田市教育委員会に報告するとともに被害・加害児童の保護者に連絡する。

学校や日田市教育委員会が、いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、学校はためらうことなく所轄警察署と相談して対処するものとし、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(3) いじめられた児童又はその保護者への支援

いじめられた児童から、事実関係の聴取を行う際は、いじめられている児童にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意し、児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。

特に、いじめられている児童の気持ち

- ・自尊心を傷つけられたくない、親に心配をかけたくない（告げ口をしたとして）更にいじめが深刻になるのではないかなど不安な気持ちから、いじめられている事実を言わないことが多くなる。
- ・屈辱をこらえ、平静を装ったり、明るく振る舞ったりすることがある。
- ・「自分に原因があるから」と自分を責め、自分の存在を否定する気持ちに陥ることがある。
- ・ストレスや欲求不満の解消をほかの児童に向けることがある。

等の心理状態を踏まえた対処が必要となる。

いじめを認知した場合は、家庭訪問等により、迅速に保護者に事実関係を伝え、いじめられた児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保する。

あわせて、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくり、いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた児童を別室において指導することとしたり、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図るほか、スクールカウンセラー、スクールサポーターや福祉等の専門家など外部専門家の協力を得る。

いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行い再被害の防止を図るほか、保護者に対する適切な情報提供を図る。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

① いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

② いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(4) いじめた児童への指導又はその保護者への助言

いじめた児童の心理、原因については、

- ・いじめの深刻さを認識しないで、からかいやいたずら等の遊び感覚でいじめを行う。
- ・自分がいじめのターゲットにならないように、いじめに加わることがある。
- ・いじめられている側にも原因、問題があると考え、いじめの行為を正当化して考えることがある。
- ・学校、家庭、地域社会にある様々な要因（コロナウイルス感染症によるストレスも含む）を背景として、児童生徒のはげけの手段としていじめが発生する。
- ・相手の人権の配慮に欠け、差異（個性）を柔軟に受け入れることができないことなどによりいじめが発生する。

等を踏まえつつ、いじめたとされる児童から事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールサポーター、福祉等の専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

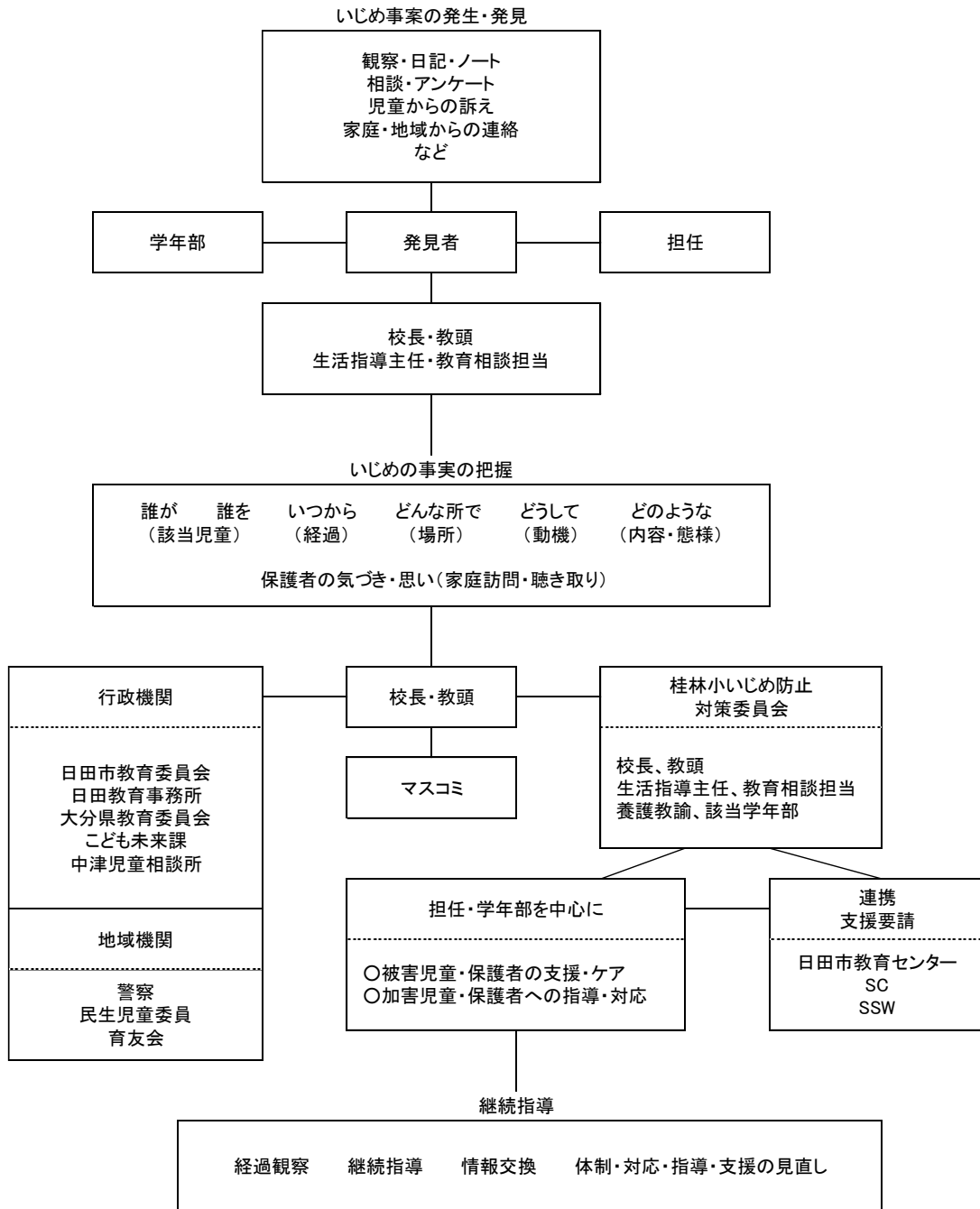
児童の個人情報等の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行い、いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の

下、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。

また、教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童に対して懲戒を加えることも考えられる。

ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた児童が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

いじめ事案への対応図



第3 重大事態への対処

1 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより児童生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」のほか、「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」である。

なお、「相当な期間」とは、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童が一定期間、連続して欠席している場合は、適正に調査し、校長が判断する。

また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立があったときは、重大事態が発生したものと捉え、適切に対応し、校長が判断する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、日田市教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校に設置している「桂林小学校いじめ防止等対策委員会」を母体として、調査の公平性・中立性を期するためスクールカウンセラー等の心理・福祉等の専門的知識を有する者やスクールサポーターなどの外部専門家を加えた「桂林小学校いじめ問題調査委員会」を設置し、調査及び事態の解決にあたる。

なお、事案によっては、日田市教育委員会が設置する「日田市学校問題支援チーム」や県教育委員会が設置する「大分県いじめ解決支援チーム」等に対し解決に向けた支援、助言を求める。

2 学校による対処

(1) 調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情、児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したか等の事実関係を可能な限り網羅的に明確にするために行う。

調査にあたり、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査するもので、当該調査が、民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、たとえ不都合なことがあっても、学校がその事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るための調査であると認識し、学校は、「日田市学校問題支援チーム」等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

(2) 調査結果の提供

学校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮しつつ事実関係等その他必要な情報を適時・適切な方法により説明し、提供する。

アンケート調査等の実施により得られた調査結果は、いじめられた児童または保護者に提供する場合があることを調査に先立ち在校生やその保護者に説明する。

(3) 調査結果の報告

重大事態について学校が実施した調査結果は、日田市教育委員会に報告する。

いじめを受けた児童または保護者が希望する場合は、所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告書に添えて日田市教育委員会に報告する。

(4) 学校の設置者である日田市教育委員会が調査の主体となる場合

日田市教育委員会の指示の下、「日田市学校問題支援チーム」への資料の提出など、調査に協力する。

いじめ問題への対応フロー

